

令和5年度福井市低所得世帯電力・ガス・食料品等 価格高騰支援給付金支給手続きのご案内

- 本給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰の家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯等に対し、**1世帯あたり3万円を支給**する国の方針を受けて、対象者の方に福井市から支給するものです。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

(いざれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～9月の収入が
予期せず減少し
「住民税非課税相当」
の収入となつた世帯(家計急変世帯)

振込口座が
分かっている場合

振込口座が
不明な場合

振込通知書(ハガキ)

確認書(返送要)

令和5年6月1日時点で福井市に住民登録がある場合、上記のものが送付されます。

受付期間：令和5年7月4日(火)
～令和5年10月31日(火)

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和5年7月4日(火)
～令和5年10月31日(火)

申請時点で福井市に住民登録がある場合、
申請して下さい。

【申請書配置場所】市社会福祉協議会、市担当窓口
など

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給時期

- 振込通知書が届いて、振込口座の変更がない方は、7月28日に振込予定です。
- 確認書または申請書等の提出が必要な方は、福井市が書類を**受理した日から概ね3～4週間後**が目安です。

※受付開始当初は申請が殺到するため、振込までに時間を要します。ご理解の程、宜しくお願ひします。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認下さい。

給付金の支給手続き

I 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から福井市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には福井市から給付金の振込通知書（ハガキ）または確認書が送付されます。
- **通知書が届いた場合、記載内容に変更がなければ、手続きは不要です。**
※振込時期は遅れますので、口座変更したい場合には、下記事務局までお電話下さい。
- 確認書が届いた場合、確認書の内容を確認の上、必要事項を記入し、福井市に返信して下さい。



(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方等がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、福井市に提出して下さい。



※(1)・(2)共に、住民税の修正申告等により、課税から非課税になった場合も申請が必要です。

II 令和5年1月から9月の間に予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当（※1）となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、福井市に提出して下さい。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下である事を指します（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、ご不明な場合は下記までお問い合わせ下さい）。

<福井市の場合の住民税非課税となる年間給与収入の目安>

例1) 単身又は扶養親族がない場合：965,000円以下

例2) 配偶者・親族2名（=計3名）を扶養している場合：2,327,000円以下



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ・申請先

福井市価格高騰支援給付金事務局

電話 0776-50-3951 FAX 0776-20-5708

（受付時間 平日9:00～17:00 令和5年9月29日まで）

〒910-8511 福井市大手3-10-1 市役所別館5階 大講堂